

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の概要

概 要

国立大学の法人化に伴い、「大学評価・学位授与機構」を独立行政法人化

大学等の評価を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学位の授与を行うことにより、高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図る

〔国立学校設置法〕
大学評価・学位授与機構

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構法〕
独立行政法人 大学評価・学位授与機構

主な業務

大学等の評価

大学等の教育研究水準の向上に資するための評価
(国立大学法人評価委員会からの要請による法人化後の国立大学の教育研究面の評価を含む)

学位の授与

学校教育法に基づき、学士・修士・博士の学位を授与

調査研究

- ・ 大学評価に関する調査
- ・ 学位授与を行うために必要な学習の成果に関する調査研究

情報提供

- ・ 大学評価に関する情報の収集・整理・提供
- ・ 大学における各種の学習機会に関する情報の収集・整理・提供

職員の身分

非公務員型

施行日等

法人の設立は、国立大学法人等と同様、平成16年4月1日
法律の施行日は、平成15年10月1日